

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第2回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和3年8月6日（金） 午後2時から午後3時まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事（兼）調達契約課長 織田充彦 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 岡本慎哉 調達契約課主査 横田拓也 上下水道管理局長 浅井英幸 上下水道管理局次長 野田浩司 上下水道管理課長 濱地秀幸 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主査 中出尊志 建設部営繕担当参事（兼）営繕課長 烏井宏孝 上下水道事業局下水道施設担当参事（兼）下水道施設課長 石黒司一
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について ア 入札及び契約手続の運用状況 イ 指名停止措置等の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(1) 入札・契約に関する報告について

ア 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

事後審査型条件付一般競争入札（委託）において、地質調査業務6件の入札が行われており、一部を除き複数の参加者があったなかで、同一業者が5件落札されていますが、なにか事務局として分析されているところはありますか。

(事務局)

地質調査6件のうち1件については、予定価格が高いため、市内本店業者に加え、市内支店業者までを対象として入札を行った結果、10者の参加者がありました。残りの5件は市内本店業者を対象とし、それぞれ1者から4者の参加者がありました。そのなかで、最低制限価格の読み合いが行われ、結果的に同一業者が多くの案件を落札したものと考えています。

(委員)

高額な地質調査については、市内支店業者までを対象としたということでしたが、この案件に参加可能な市内本店業者は何者いたのでしょうか。

(事務局)

参加者10者の内訳は、市内本店業者3者と支店業者7者でございます。市内本店業者については、参加可能であった4者のうちの3者が参加されました。

(委員)

市内本店業者の参加者数は、他の案件と大きく変わらなかったということですね。

イ 指名停止措置等の運用状況

特になし

(2) 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(ア) 令和3年度下施雨波第2-1号

阿漕ポンプ場沈砂池設備（5号除塵機）分解整備修繕

(委員)

株式会社日立プラントサービスと随意契約ということでしたが、この修繕について対応可能な業者は他にいなかったのでしょうか。

(事務局)

各業者が取り扱う設備機器については、業者によって設計や部品、大

きさ等が異なり、今回の除塵機については図面もないなか、製造業者である日立金属株式会社の除塵機メンテナンス部門を担う株式会社日立プラントサービスでなければ対応できないということで随意契約となりました。

(委員)

前回の委員会においても同様の議論があったかと思いますが、改修や修繕においては随意契約もやむを得ないかとは思いますが、機器を新設する場合や丸ごと交換する場合には競争入札となるのでしょうか。

(事務局)

新設する場合や全体を交換する場合には入札になろうかと思いますが、改修や修繕においては、どうしても製造業者独自のノウハウや部品等が必要になりますので、随意契約となることが多いかと思います。

(委員)

そうすると、機器の新設時等の入札が大事になると思うのですが、新設時等においては通常どおり入札が行われているのでしょうか。

(事務局)

既存のポンプ場に新たに除塵機を新設するケースは少なく、入札が行われるのはポンプ場自体を新設する場合になろうかと思います。

(委員)

ポンプ場自体を新設するケースは少ないと思うのですが、仮にそのようなケースがあれば、ポンプ場新設工事を一式で発注し、用いられる機器やメーカーについては、仕様書の範囲内で元請事業者が決定するのでしょうか。

(事務局)

ポンプ場を新設する場合には、一括して発注するわけではなく、機械設備工事や電気設備工事などに分離して発注しています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(イ) 令和2年度営教総補第71号

津市立朝陽中学校長寿命化改修工事

(委員)

落札率が予定価格の90%ということですが、参加者全者が最低制限価格と同額で入札されたということですか。

(事務局)

この案件については、最低制限価格の設定が予定価格の90%でございましたが、入札参加者全者がそのことを予測し、その金額であれば受注できると考え、応札されたものと考えています。

(委員)

今回のような改修工事では90%になる傾向があるのでしょうか。

(事務局)

最低制限価格は算式によって算出されるものであり、工事種別によつて決まっているわけではありません。算式に基づく算定の結果が90%を超える場合は、契約規則によって定められている上限の90%であろうと各業者が予測して応札されたものと考えています。

(委員)

業者が見積もった結果、予定価格の100%に近い金額が出た場合には、90%とは乖離が大きいとして参加が見送られるのでしょうか？それとも90%を多少超える程度であれば、90%でも利益が確保できると判断し、市の規則を鑑み、90%で応札されるのでしょうか。

(事務局)

現状、算定の結果が100%に近い金額になるケースはなく、90%を少し超える程度ですので、各業者がその部分を経営上吸収でき、90%でも利益が確保できると判断される場合に参加されていると考えています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(イ) 令和2年度當教総補第72号

津市立安濃小学校長寿命化改修工事

(委員)

先ほどの案件と同じで、90%を超える金額で応札された業者はいなかつたのでしょうか。

(事務局)

全者が90%で応札されました。

(委員)

制度上、こうした案件はしばしば出てくるということですね。

(事務局)

今回の建築の大型工事のように、設計金額における直接工事費の割合が大きい工事については、算定の結果が90%を少し超える状況にあり、結果として最低制限価格が90%となっています。

(事務局)

委員のご指摘は、制度上仕方がないにしても、高額な工事において参加者全者が同額で入札され、くじ引きで決まっている現状について競争性が見出せないという趣旨であると理解しております。改めて、現状の入札制度をご説明させていただきますと、一部の案件を除き予定価格を

事前に公表し、最低制限価格の算式も公表したうえで公告を行っております。最低制限価格の算式による算定の結果が80～90%の範囲内であれば、増減調整もありますが、そのまま算定結果を最低制限価格としますが、80%に満たない場合は80%、90%を超える場合は90%として設定しており、またそのことも事前に公表しております。よって各業者は算式による算定の結果が90%を超えた場合には、増減調整にかかわらず、最低制限価格は90%であろうと予測して入札されています。近年における本市の最低制限価格の算式は、中央公契連が示すモデルを採用してきており、これまで上限の90%の範囲内に収まっていましたが、労務費等の上昇や中央公契連が示すモデルの算式の変更に伴い、90%を超える案件が少し出てくるようになりました。それでも業者による施工は適正に行われ、市による工事検査においても問題ないとして、工事の品質は確保されています。最新の公契連モデルを採用している自治体は多いですが、本市は1つ古いモデルを採用しております。両モデルの算式は同じですが、1つ古いモデルでは上限が90%だったところ、最新のモデルは上限が92%に見直されています。これは全体的に労務費等が上昇し、算式では90%を超え、上限の90%となる案件が多くなってきたからであると考えております。そのようななかで本市は1つ古いモデルを採用しているのですが、最近、一部の新聞によってそのことが大きく取り上げられました。公契連モデルは、建設業界におけるコスト調査や実際の工事における契約金額と工事成績の関連性などを勘案し見直されているにもかかわらず、津市は古いモデルを採用しているという趣旨の記事であると考えております。過去を振り返りますと、公契連モデルは時代に合わせて見直しがされており、本市はその見直しに伴って直ちに改定した事例や期間を置いて改定した事例、またはモデルによらない独自の方法によって最低制限価格を定めていた時期もあります。三重県においては、近年、公契連モデルよりさらに高い算式が設定されており、これは工事の品質確保や下請け業者等へのダンピング防止に配慮されているためと考えております。ただ本市としては、工事成績も悪い結果となっていないことや業者からの要望が逼迫した状況にないこと等から直ちに見直すという状況にはありませんでした。ただ、直近の改定から期間が経過していることや労務費や資材等の上昇により90%を超える案件が増えてきており、90%を僅かに超える場合であればまだしも、91%や92%となる場合には、工事が高額であるほど品質や成績等に与える影響も大きくなることを踏まえると、見直しが必要な時期に差し掛かっているのかなと考えています。

具体的な令和2年度の状況で申し上げますと、90%を僅かに超えた案件から92%程度となった案件まで含めて、90%を超えた案件は1

3件ございました。なかにはモーターボート競走場の競技棟新築工事のような非常に大規模な工事もあり、財政面から考えると、90%を上限とすることは財源の有効活用とも捉えることができます。今年度においては、90%を超える案件がすでに7件ございまして、うち1件は91%程度ですが、残りはいずれも90%を僅かに超える程度となっています。財政支出額から申し上げますと、仮に上限を90%より高く設定した場合、令和2年度においては約1億円、今年度においては現時点で約500万円支出が大きくなる可能性があります。

(事務局)

現状について補足させていただきますと、最低制限価格の範囲については、津市契約規則において上限を90%としていることから、仮に上限を引き上げる方向に見直すのであれば、まず契約規則を改正する必要があります。さらに先ほど申し上げたように、上限を引き上げた場合、市として年間約1億円の支出が増える可能性があります。しかし、先ほどご紹介させていただいたような新聞記事も出ているような状況でございます。

本日、抽出いただきました工事2件に直接関わるような内容でしたので、現在の本市の状況についてご報告させていただきました。

(委員)

工事の品質低下を防ぐという観点からは、90%よりは92%の方が望ましいことは分かりましたが、92%とした場合、くじ引きは引き続き発生するのでしょうか。

(事務局)

92%としても、算式を公表しているので、各業者による算定の結果、くじ引きとなる可能性は残ります。ただ、現状のような明らかに上限を超える場合は少なくなり、結果としてくじ引きとなる件数や業者数は少なくなると思われます。

(事務局)

現状、予定価格を事前公表し、最低制限価格の算式も公表し、契約を締結した工事の金入り設計書に関する情報も入手できることから、業者にとっては最低制限価格を予測できる状況にあります。ただ、その精度については個々の業者の積算能力による差がございます。しかし、90%を上限としている現状においては、積算能力の差にかかわらず、90%を超えることが分かれれば90%として最低制限価格を予測することができます。仮に上限を引き上げれば、最低制限価格の予測において各業者の積算能力の差が反映されることになりますので、積算能力に優れた業者が落札する可能性が高くなります。

(委員)

財政支出面とのバランスが難しいということですね。

(委員)

90%を上限とすることで支出額が年間約1億円少なくなっているにもかかわらず、工事の品質面で問題が出ていないのは業者の企業努力によるものなのでしょうか。

(事務局)

そのとおりで、業者には努力していただいております。しかし、徐々に90%からの差が大きくなっている状況にございます。

(委員)

全国的に労務単価等の上昇傾向が強くなりつつある現状においては、制度を据え置くというよりは、現状に対応した制度へ改定していくもいいのかもしれませんね。現状の制度において、直ちに改定が必要な状況ではないと思いますが。そうして最終的には労働者の方が恩恵を受けるような制度となることが望ましいのかもしれませんですね。

(事務局)

最低賃金の上昇幅が大きくなっている状況や、津市においては公契約条例として労働者の賃金を確保しようと掲げているなかで検討しているところです。

(委員)

そのあたりのことも踏まえて、引き続き検討していただければと思います。

(事務局)

委員の皆様のご意見としては、現行の制度においても、検討している内容においても、一長一短あるという認識でよろしいでしょうか。

(委員)

地方公共団体には、いいのか悪いのかは別にして、横並びの意識というものがもしかしたらあるのではないかと思いますが、こうして大きく取り上げられたなか、個別の事情があれば別として、可能であれば他団体と足並みを揃える方向がいいのではないかと思います。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) その他

(委員)

先日報道されました、津市の少額修繕に係る事務において多数の職員が処分を受けた件について、可能な範囲で説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

この問題について端を発したのは、意図的な分割発注を行っているのではないかという監査委員からの指摘ですが、この入札等監視委員会に係る案件ではなく、各担当課において発注される案件が対象でございます。分割発注については現場状況等から必要な場合に1つの工事や修繕を複数に分けて発注するものですが、問題となつたのは、適正な理由がないにもかかわらず、一定の金額以下の場合には入札手続き等の各種手続きを省略することができるため、そのことを目的に意図的に分割発注を行つたのではないかというところです。調査の結果、本来、一括して発注された方が合理的であったのではないかとされる案件が数多く出てきました。委員の皆様にご報告申し上げたいのは、分割することで特定の業者に便宜を図っていたわけではなく、地元の要望に迅速に応えることや現場がスムーズに回ることが目的とされており、特定の業者との癒着や官製談合があったとまでは認められませんでした。しかし、津市の契約規則等には違反していることから、関与があった職員について、然るべき処分をさせていただきました。これを受けての対応としては、ルールに則ったうえで早期に現場着手できるように、土木修繕において単価契約制度を導入しました。修繕の必要が生じた際に対応する業者をあらかじめ入札によって決めておき、また各種単価についても事前に取り決めておくことで、早期に現場着手できるようにするものです。ただ、もともと規模が大きい工事や修繕の場合には、時間がかかるても適正な手続きを踏ました入札契約事務を実施するよう改善を図っています。そのような改善策を施してからは、現在のところ、問題となるような事例はございません。

(委員)

指摘があったような事例が市内全域で行われていたということで、多数の職員が処分の対象になったということですね。

(事務局)

現場において急を要する場合には緊急随契という方法もあるのですが適正に運用されず、今回のような分割発注が行われました。特に下水道の修繕に関連して重大な案件が多く、申し訳ありませんでした。

(委員)

適正な理由をもって分割される案件もあると思いますが、今回の事例のなかには、不合理な分割発注もあったと聞きますので、今後そのようなことがないよう、よろしくお願ひします。

(事務局)

特に下水道のマンホール蓋の取替修繕において、1つのマンホール蓋を取り替える内容にもかかわらず、3件の修繕として発注したような案

件がありました。1件の修繕として適正に執行した場合と比べて出た差額については、関与した職員から自主的に弁済がなされました。大変、申し訳ありませんでした。

(委員)

今後においては、単価契約が増えていくということですか。

(事務局)

公共土木施設に係る修繕については、今回の件を受けてすべて単価契約に改めました。

(事務局)

下水道関連の修繕についても、監査委員からの指摘を受けた翌年度以降、不適切な分割発注がないよう改めています。

(委員)

他の自治体を見ても、単価契約とする例が増えてきているように思いますが、そういった流れなのでしょうか。

(事務局)

本来、緊急を要する案件であれば緊急随契を適用するべきだと思います。

随意契約

抽出案件

件 名	令和3年度下施雨水第2 - 1号 阿漕ポンプ場沈砂池設備(5号除塵機)分解整備修繕
見 積 者	(株)日立プラントサービス中部支店
業 種	機械器具設置
施 工 場 所	津市 柳山津興 地内
工 期	令和4年2月28日
修 繕 概 要	5号除塵機分解整備修繕 一式 ダブルチェーン式(水路幅4.5m × 深さ5.7m)
契 約 方 法	随意契約
見 積 日 時	令和3年5月25日 午後1時45分
随意契約理由	当該修繕は、阿漕ポンプ場に設置されている5号除塵機が経年劣化による摩耗等により損傷の著しい部品等の取替を行うものです。当該機器は、日立金属株式会社が製造業者であり、独自に開発した部品で構成されているため当該業者でなければ部品の調達や組立が不可能であることから、当該機器の専門的な技術及び知識を有し部品調達が可能であって修繕施工中の不測の事態にも迅速かつ的確に対応が可能な日立金属株式会社の除塵機メンテナンス部門の株式会社日立プラントサービス中部支店と、「他の者が有し得ない専門的知識及び技術等を必要とし、特定の1者しか履行できないもの。」として地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約を行うものです。

予 定 価 格 21,385,000 円 すべて税抜き

落 札 価 格 20,800,000 円

比 率 97.26 %

見 積 者	第1回	備考
(株)日立プラントサービス中部支店	20,800,000	決定

条件付一般競争入札

抽出案件

件 名	令和2年度営教総補第71号 津市立朝陽中学校長寿命化改修工事
落 札 者	(株)アイケーディ
業 種 (格 付)	建築一式 A
施 工 場 所	津市河芸町上野地内
工 期	契約締結日から起算して225日間(令和3年7月1日から令和4年2月10日)
	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、昇降機設備) 外構 上記に係る建築工事等 一式
入 札 方 法	条件付一般競争入札
入 札 日 時	令和3年5月18日 午前9時30分
入 札 参 加 資 格 要 件	<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者</p> <p>要領第4条第2項各号の一に該当しない者</p> <p>民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。</p> <p>津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(建築工事業)を受けている者</p> <p>本市の区域内に本店を有する者</p> <p>建築一式工事に係る格付区分がAの者</p> <p>本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者 (配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)</p> <p>上記に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。)</p>

予 定 價 格 185,122,000 円 すべて税抜き
 落 札 價 格 166,600,000 円
 最低制限価格 166,600,000 円
 落 札 率 90.00 %

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)アイケーディ	166,600,000	落札決定(くじ引きによる)
2	日本土建(株)	166,600,000	
3	東海土建(株)	166,600,000	
4	(株)ジェイエイ津安芸	166,600,000	
5	三重農林建設(株)	166,600,000	
6	(株)岩田組	166,600,000	
7	草深林業(株)	166,600,000	
8	(株)エヌ・エス・アイ	166,600,000	
9	(株)ロッシュ	166,600,000	
10	(株)野間建設	166,600,000	
11	安濃建設(株)	166,600,000	
12	(株)宇戸平工務店	166,600,000	
13	林建設(株)	166,600,000	

事後審査型条件付一般競争入札

抽出案件

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	令和2年度営教総補第72号 津市立安濃小学校長寿命化改修工事				
工 事 場 所	津市 安濃町内多 地内				
工 事 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、昇降機設備) 外構 上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結の日から 令和3年12月8日 まで				
発注業種	建築一式				
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和3年5月28日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和3年5月28日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和3年5月19日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和3年5月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和3年5月28日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和3年6月2日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	125,929,000 円(税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
其 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。 				

予 定 価 格	125,929,000 円	すべて税抜き
落 札 価 格	113,330,000 円	
最 低 制 限 価 格	113,330,000 円	
落 札 率	90.00 %	

	入 札 者	入札金額	備考
1	三重農林建設(株)	113,330,000	落札決定(くじ引きによる)
2	(株)野間建設	113,330,000	
3	(株)ジェイエイ津安芸	113,330,000	
4	日本土建(株)	113,330,000	
5	東海土建(株)	113,330,000	
6	(株)アイケーディ	113,330,000	
7	(株)岩田組	113,330,000	
8	草深林業(株)	113,330,000	
9	(株)エヌ・エス・アイ	113,330,000	
10	(株)ロッシュ	113,330,000	
11	安濃建設(株)	113,330,000	
12	(株)宇戸平工務店	113,330,000	
13	林建設(株)	113,330,000	